

平成19年12月27日
法務省大臣官房会計課長決定

矯正官署契約監視会議の開催要領

1 目的

矯正官署契約監視会議（以下「会議」という。）は、矯正管区、矯正研修所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が締結した物品の買入れ及び役務の提供等を対象とした契約の適正を確保するため、契約の競争性及び公正性等について検討し、その結果につき法務省大臣官房会計課長に意見を述べるものとする。

2 会議の構成等

- (1) 会議は、法務省大臣官房会計課長が招集した省外の有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- (2) 委員は、別紙に掲げる者をもって充てる。
- (3) 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
座長は、委員を代表して会議の取りまとめを行う。
座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (4) 会議は、毎回議事概要を作成しこれを公表するほか、会議の運営に必要な事項については、座長が定めるものとする。

3 庶務

会議の庶務は、法務省大臣官房会計課において行う。